

食品リサイクル法に基づく定期報告に関するQ & A

(令和8年4月時点)

(注) 令和7年4月時点からの主な変更点

問7 (定期報告の提出方法)

【定期報告の概要】

問1 定期報告とは何か。

(答)

食品リサイクル法において、食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者は、前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣への報告をしなければならないと規定されています。

なお、当該報告をしなかった場合及び虚偽の報告をした場合には、罰金に処するとされています。

(参考) 食品廃棄物等とは、

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されず廃棄されたもの
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において、副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいいます。

【定期報告の利用】

問2 定期報告は何に利用されるのか。

(答)

食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品関連事業者の取組状況を定期的に把握し、適時適切な指導等を行う際の基礎情報として活用しています。

また、報告されたデータは、日本国内の事業系食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の実施量、事業系食品ロス発生量の推計に加え、農林水産省、環境省等における政策検討の基礎データとしても利活用しています。

なお、各事業者におかれては、業種ごとの状況を自己点検のうえ、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の促進に役立てていただくことが期待されます。

【報告様式】

問3 定期報告様式をダウンロードしたいが、どのようにするのか。

(答)

農林水産省ホームページ内の「食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における報告方法等」に掲載されている定期報告様式(エクセルファイル)をご利用ください。

【食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における報告方法等 URL】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html

【マクロが有効にならない場合】

Excel ファイルを開いた際に「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示される場合はこちらの[対処方法](#)（外部リンク）をご参照ください。

問 4 定期報告様式は、前年と同じものを使用してよいのか。

（答）

定期報告様式（エクセルファイル）は、報告年度に応じた計算式が設定されており
ますので、報告年度に対応する様式をご使用ください。

【報告年度、対象期間】

問 5 定期報告の報告年度はいつ、どのような期間が対象となるのか。

（答）

定期報告の対象となる期間は、国の会計年度（4月から翌年3月）となり、前年度
1年間における食品廃棄物等の発生量が100トン以上となった食品関連事業者は前年
度分の報告書を作成し、当年度の6月末までに主務大臣宛て提出する必要があります。

※ 決算期が3月末ではない事業者におかれましても、上記期間における数量、売上
高等を把握して、報告書を作成してください。

【法人の名称】

問 6 合併等により法人名が変更となった場合の報告は、どうすればよいのか。

（答）

報告書提出時点の法人名で、合併等が行われる前のデータ等を取りまとめの上、報
告書を作成・提出願います。

なお、報告書提出時に、合併等の経過などについて内容が把握できる資料を添付し
ていただきますようご協力をお願いします。

※ 様々なケースがあると思われますので、詳細については報告書提出先の地方農政局
等にご相談ください。

【報告書の送付先】

問 7 作成した定期報告書は、どこに提出するのか。

（答）

定期報告書は、法人単位で提出することとなっており、主たる事務所（本社等）の
所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあって
は内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）にご提出ください。

- ①エクセルファイルのファイル名を「ID_令和〇〇年度＋報告者名」とする
 - ②エクセルファイルを暗号化する（パスワードを設定する）
 - ③電子メールの件名を「（年）定期報告提出（ファイル名）」とする
- ようお願いします。

《送付先一覧表》

地方農政局等 部署名	管轄都道府県	メールアドレス	電話番号
北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課	北海道	kan-th3196@maff.go.jp	011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	syokuri_tohoku@maff.go.jp	022-263-1111 (内線 4559、4552)
関東農政局 経営・事業支援部 食品企業課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	syokuri_kanto@maff.go.jp	048-600-0600 (内線 3831、3887)
北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課	新潟県、富山県、石川県、 福井県	syokuri_hokuriku@maff.go.jp	076-263-2161 (内線 3986)
東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課	愛知県、岐阜県、三重県	syokuri_tokai@maff.go.jp	052-201-7271 (内線 2523)
近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	syokuhin_kinki@maff.go.jp	075-414-9024
中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、香川県、 徳島県、愛媛県、高知県	3r_kankyou.chushi@maff.go.jp	086-224-4511 (内線 2177)
九州農政局 経営・事業支援部 食品企業課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	food_recycle-kyushu@maff.go.jp	096-211-9111 (内線)
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	沖縄県	syokuri_houkoku@ogb.cao.go.jp	098-866-1673 (直通)

【報告書作成責任者】

問 8 報告書作成責任者と作成事務の担当者が異なる場合は、どのようにすればよいのか。

(答)

提出された定期報告書は、地方農政局等が内容を確認し、必要に応じて報告書作成責任者に内容に関する問合せや照会を行う場合があります。問合せ等に対応できる者（作成事務の担当者）が異なる場合は、報告書の提出と併せて、氏名や連絡先をお知らせください。

なお、地方農政局等から作成責任者（又は事務担当者。以下同じ。）に問合せを行った際に、廃棄物処理業者等との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為を行う第三者が報告書の作成を行っているため、作成責任者では詳細が分からないと回答される事例が見受けられますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（同法第3条 事業者の責務）とする排出事業者責任が規定されていることから、作成責任者は、自社における食品廃棄物等の発生及び再生利用の状況を把握しなければなりません。

【業種の記載方法】

問 9 どの業種で報告すればよいかわからない。報告書の業種区分は主な業種のみを記載して、数量等をまとめて報告してよいのか。

(答)

定期報告では、食品関連事業者の業種を 75 業種に整理しています。どの業種に該当するかは、別途公開している「[定期報告業種一覧表（詳細版）](#)」にてご確認ください。報告に当たっては、食品を取り扱う全ての業種を記載し、その業種ごとに数量等を分けて報告する必要があります。

問 10 食品廃棄物等の発生量などを業種ごとに分けて記入する場合、ある業種では 100 t 未満となっても定期報告の対象となるのか。

(答)

定期報告は、業種ごとではなく、食品関連事業全体における前年度の食品廃棄物等の発生量（全業種の合計）が 100 トン以上であった事業者が対象となります。

例えば、業種Aから 50 トン、業種Bから 60 トン、業種Cから 10 トン発生した場合、業種ごとに分けるといずれも 100 トン未満ですが、合計が 120 トンとなるため報告の対象となります。

【数値の記載方法】

問 11 記載する数値に、四捨五入や有効数字（桁数）のルールはあるか。

（答）

- 1 発生原単位以外の数値は、原則として小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を四捨五入）までの値を記載してください。
- 2 発生原単位は、小数点以下第 5 位（小数点以下第 6 位を四捨五入）までの値を記載してください。
- 3 記載方法については、別途公開している「記載例」を参考にしてください。

【食品廃棄物等の発生量】

問 12 食品の製造を他の事業者へ委託している場合、食品廃棄物等の発生量は、委託者、受託者のどちらの発生量となるのか。

（答）

製造の委託によって発生した食品廃棄物等は、委託者（発注者）ではなく製造を受託した事業者（受託者）の発生量となります。

問 13 食品廃棄物等の発生量は、どの時点の量を記載すればよいか。

（答）

食品廃棄物等の発生量については、減量の処理（脱水、乾燥等）が施される前、製造工程等から生じた段階の量を記載してください。

これは、食品リサイクル法上、減量は再生利用等の一つとされており、再生利用等実施率算定の分母となる食品廃棄物等の発生量を減量前の量で捉える必要があるためです。

問 14 食品廃棄物等の発生量等は、どのように把握すればよいか。

（答）

全ての事業場（工場、店舗等）における 1 年を通じた実際の食品廃棄物等の発生量を把握してください。

それが困難な場合は、別途公開している「[食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン](#)」を参考に推計してください。

問 15 食品の製造等の過程において副次的に得られた物品を食品の原材料として利用している場合、食品廃棄物等に含まれるのか。

（答）

食品の原材料として利用されたものは、食品廃棄物等に含まれません。

（参考）食品廃棄物等とは、

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されず廃棄されたもの
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において、副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいいます。

問 16 液状物（廃食用油、飲料など）は、食品廃棄物等に該当するのか。

（答）

液状物も食品廃棄物等に該当します。

ただし、煮汁、飲料等が、事業所内で排水処理され、廃棄物として事業所外に排出されない場合については、食品廃棄物等の発生量から除外することができます。

問 17 米ぬかは食品廃棄物になるのか。

（答）

食用に供することができない（供さない）ものは食品廃棄物等になります。

したがって、米ぬかを肥料や飼料に再生利用する場合は食用ではないので食品廃棄物等に該当しますが、米油の原料として利用する場合は食用ですので食品廃棄物等に該当しません。

問 18 百貨店や総合スーパーなどにテナントとして出店している場合、食品廃棄物等の発生量の取り扱いはどうなるか。

（答）

百貨店等から発生する食品廃棄物等については、百貨店等とテナントの契約関係など、個別の実態を踏まえる必要がありますが、基本的な考え方としては、

①各テナントの事業活動に係る食品廃棄物等は、各テナントが発生させたものとしてカウントする

②百貨店本体の事業活動に係る食品廃棄物等は、百貨店が発生させたものとしてカウントする

こととなります。

廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、各テナントにおいても、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握いただくとともに、一事業者として食品廃棄物等多量発生事業者該当する場合は、定期報告を提出する必要があります。

【食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値】

問 19 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値は、どのようなものを用いればよいか。また、単位にルールはあるか。

（答）

売上高、製造量、来店客数など、その値の増減により食品廃棄物等の発生量が増減するといった、密接な（直接的な）関係を持つ値を用いてください。

名称及び単位については、別途公開している「[業種別密接な関係をもつ値一覧表](#)」を確認いただき、可能な限り、業種毎に統一されたものを用いてください。

問 20 売上高を用いる場合、法人全体または業種（部門）別のどちらとすればよいか。

（答）

食品廃棄物等の発生量、密接な関係をもつ値は、いずれも業種別に記載する必要がありますので、業種（部門）別の売上高を用いてください。

【発生原単位】

問 21 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値として、前年度までは製造量を用いていたが、今年度は売上高を用いても問題ないか。

また、その場合、発生抑制の実施量の基準となる発生原単位（平成 19 年度発生原単位）はどちらの値を用いて算出すればよいか。

（答）

密接な関係を持つ値を、前年度とは異なるもの（別の名称及び単位）に変更することは問題ありません。ただし、変更された年度以降はできるだけ同じものを使用していくようにしてください。

また、発生抑制の実施量を適切に求めるためには、表 3 の発生原単位と表 4 の平成 19 年度発生原単位は同じ単位とする必要がありますので、変更後の密接な関係を持つ値（名称及び単位）を用いて算出してください。

問 22 基準発生原単位に「該当なし」があるのはなぜか。

（答）

基準発生原単位（発生抑制の目標値）は、発生抑制の重要性が高い 35 業種に設定されており、それ以外の業種は未設定のため「該当なし」となっています。

設定されている業種においては、食品廃棄物等の発生量が目標値以下となるように努めてください。

また、設定されていない業種においても、今後、定期報告のデータ等を用いて、目標値設定の必要性等を検証していくこととしていますが、当面は自主的に目標設定されるなどにより、発生抑制に努めてください。

【再生利用】

問 23 食品廃棄物等を原材料としてペットフードを製造した場合、再生利用に認められるのか。

（答）

平成 27 年 7 月の省令改正により、特定肥飼料等としてペットフードの製造を行うときの基準が定められたことから、その基準に従ったものであれば、飼料の製造を行ったものとして再生利用として認められます。

（参考）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき

事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）抜粋

（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準）

第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

（一～八及び 2 略）

- 3 食品関連事業者は、第 1 項の場合において飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）並びにこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させるものとする。

問 24 「米ぬか」をきのこ栽培の際の菌床用として使用した場合は、再生利用に認められるのか。

（答）

令和元年 7 月の政令改正により、再生利用に係る製品として「きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地」が追加されたことから、米ぬかを含め、食品循環資源をきのこ栽培の際の菌床用として使用した場合も、再生利用として認められます。

2018（平成 30）年度の実績報告まで、「きのこ菌床」を食品循環資源の再生利用等以外の実施量として報告していた事業者におかれては、2019（令和元）年度の実績報告から、再生利用のうち「きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地」の実施量に変更してください。

（参考）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）抜粋

（定義）

第二条（1～4 略）

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。
- 二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 176 号）抜粋

（再生利用に係る製品）

第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。一

きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地

二 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤

三 油脂及び油脂製品

四 エタノール

五 メタン

問 25 フードバンクに食品を寄附した場合、再生利用に認められるのか。

(答)

フードバンクに寄附した場合、食品として寄附されたものがそのまま福祉施設等に提供され、食品として利用されます。もとより、食品が廃棄されてはいないため、再生利用にも当たりません。

それまでは廃棄していた食品を寄附することにしたのであれば、食品廃棄物の発生自体を抑えたこととなり、発生抑制の取組を行ったものと考えられます。

【都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量】

問 26 令和元年度実績を令和2年6月までに提出する定期報告から、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の実施量について、市町村毎の記載が必要になったのはなぜか。

事務負担が大きくなるのではないか。

(答)

食品廃棄物等の発生状況は市町村毎に異なることから、地域における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量をより細かく把握し、国と地方公共団体が連携して食品ロスの削減を含む再生利用等を促進するため、これまでの都道府県別に加え市町村別の値も報告するよう改正されました。

一方で、報告書作成の事務負担が軽減されるよう、令和2年度より報告書の提出を電子申請化するなどの対応を行っています。

問 27 都道府県別及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量の記載方法。

(答)

食品廃棄物等の年間発生量は、排出者である食品廃棄物等多量発生事業者の事業場の所在する都道府県・市区町村に計上します。

再生利用の実施量は、再生利用を実施した事業場の所在する都道府県・市区町村に計上します。

なお、排出者から委託、譲渡された場合についても再生利用を実施した事業場の所在する都道府県・市区町村に計上します。（委託事業者の本社ではないためご注意ください。）

誤った事例として、食品廃棄物等の発生量と再生利用の実施量の所在地について、それぞれ食品廃棄物等が発生した事業所、また、再生利用等を行われた事業所の所在地ではなく、本社の所在地や、譲渡先の所在地を記載している事例が見受けられます。

具体的には山梨県甲府市の施設で再生利用を実施している場合には、甲府市の再生

利用の実施量として計上すべきところ、食品循環資源の譲渡先の企業本社が東京都千代田区にあるため、千代田区の再生利用の実施量として誤って計上していたというものです。

そのため、表6の発生量は表1の食品廃棄物等の発生量と一致。表6の再生利用の合計は表5の実施量と一致します。

問 28 市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量はどのように把握すればよいか。

(答)

1 食品廃棄物等の発生量は、省令において、①食品循環資源の再生利用の実施量、②食品循環資源の熱回収の実施量、③食品廃棄物等の減量の実施量、④食品循環資源の再生利用等以外の実施量、⑤食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量の全てを加えて算出される値と規定されています。

それらについては、原則として、全ての事業場で1年を通じて、食品廃棄物等の重量を把握するとともに、測定方法を整理・保存しておく必要があります。

2 具体的な把握方法としては、食品廃棄物等を事業所内の保管場所等に持ち込む都度、重量はかりにより直接計量する方法や、食品廃棄物等の収集運搬を行う車両をトラックスケールにより計量して把握する方法等が考えられます。

なお、全ての事業場において食品廃棄物等の発生量を把握すること又は1年を通じて食品廃棄物等の発生量を把握することが困難な場合等には、一部の実績から全体を推計する方法により発生量を把握することもやむを得ないものとします。ただし、そのような方法をとる場合には、算出根拠や根拠となる数値の整理・保存が一層重要になることにご留意ください。

3 上記①から⑤の把握方法、一部の実績から全体を推計する方法の詳細については、別途公開している「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」を参考に、また、同ガイドラインの2（1）及び（2）において「都道府県」を「市町村」に読み替えて推計を行ってください。

また、報告書の記載例に示しているとおり、食品廃棄物等が発生した事業場の所在地と、再生利用を実施した施設の所在地が異なる場合は、それぞれ該当する市町村に分けて、適切な数値を入力していただく必要があることにご注意ください

【減量】

問 29 減量の定義及び実施量の把握方法とはどのようなものか。

(答)

減量とは、再生利用又は廃棄処分の前に、脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいいます。

具体的には、上記の手法によって食品廃棄物等に含まれる水分等を減少させる等により、事業所外に排出される食品廃棄物等の量を減少させる行為等が該当します。減量前後の重量の差をもって実施量を把握してください。

なお、単に食品廃棄物等の容積を減じるいわゆる減容行為や焼却、単に放置したことによる自然乾燥及び他者に委託した場合は減量と認められません。

問 30 減量のうち「脱水」として、重しによる水切りは該当するか。
--

(答)

ザル等を用いた簡易な水切りは脱水には該当しませんが、例えば、コンテナ内の食品廃棄物等に重しを置き、負荷をかけることで水切りを行っている場合は脱水に該当します。

【熱回収】

問 31 焼却熱を再利用する焼却施設で廃棄物を処理した場合、「熱回収」に該当するのか。
--

(答)

1 食品リサイクル法における熱回収は、次のいずれかに該当するものである必要があります。

- ① 食品廃棄物等が発生する事業場から 75 k m の範囲内に特定肥飼料等の製造施設が存在しない場合に行うものであること。
- ② 事業場において発生する食品循環資源が、いずれの施設においても再生利用に適さない種類のもの、又は再生利用に適さない性状をあらかじめ有するものであることにより、75 k m 範囲内の特定肥飼料等製造施設において受け入れることが著しく困難である場合に、当該食品循環資源についてのみ行うものであること。
- ③ 事業場において発生する食品循環資源の量が、その時点における 75 k m 範囲内の特定肥飼料製造施設において再生利用を行うことのできる食品循環資源の量の合計量を超える場合に、当該超える量についてのみ行うものであること。

2 また、得られる熱量（又は熱を変換して得られる電気の量）の基準は、

- ① 廃食用油又はこれに類するものを利用する場合は、1 トン当たり 28,000MJ 以上の熱量が得られ、かつ、得られた熱を有効に利用するものであること。
- ② 廃食用油以外の食品循環資源を利用する場合は、1 トン当たり 160MJ 以上の熱量又はその熱を変換して得られる電気の量が得られ、かつ、当該得られた熱又は電気を有効に利用するものであること。

と定められており、いずれの基準も満たさない場合は熱回収には該当しません。

なお、定期報告書に熱回収の実施量について記載があった場合、地方農政局等からその内容に関する問合せを行う場合があります。

問 32 廃食用油を自社の焼却施設の燃料として利用した場合は、熱回収に該当するのか。

(答)

燃料として利用して得られる熱の量が、廃食用油 1 トン当たり 28,000MJ 以上であり、かつ、その熱を有効に利用するものであれば熱回収に該当します。

【再生利用等以外の実施量】

問 33 熱回収の基準に該当しないボイラー用の燃料利用は何に該当するのか。

(答)

熱回収の基準に該当しない燃料利用を行った場合は、食品循環資源の再生利用等以外の実施量に該当します。

【処分の実施量】

問 34 処分の実施量とは何か。

(答)

発生した食品廃棄物等のうち、再生利用、熱回収、減量及び再生利用等以外の実施のいずれにも該当しない、焼却や埋め立て等により処分した量をいいます。

【再生利用の委託先又は食品循環資源の譲渡先の業者】

問 35 再生利用の委託先とは何か。委託先が多数ある場合、全て記載しなければならないか。

(答)

再生利用の実施を他業者へ委託している場合及び再生利用の原料となる食品循環資源を他業者へ譲渡している場合にはその業者名を記載します。

なお、再生利用の委託先又は譲渡先が 3 業者以上の場合、

- ① 委託先又は譲渡先の業者の欄のうち上段には、再生利用の実施量の最も多い業者について必要事項を記載してください。
- ② 委託先又は譲渡先の業者の欄のうち下段には、氏名欄に①で記載した以外の業者について「株式会社〇〇他△業者」などとまとめて記載してください。

この場合、住所、再生利用の実施量、特定肥飼料等の種類は記載する必要はありません。